

食の自立支援サービス 利用方法

令和8年6月～

配食開始前には、管理栄養士がご自宅に訪問して面談を実施し、病気や食事の制限などを聞き取りさせていただき、聞き取りの内容に基づいて食事をお届けします。

お届けの際は安否確認も行いますので、原則手渡しとさせていただいております。（不在時の対応は事前確認）

1 対象者

食事の準備、用意が困難な下記のいずれかの方が対象です。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者



2 新規申請の提出

「介護保険補完事業利用申請書」を役場各窓口に提出ください。

※必要な調査の上、決定通知が届いてから、初回配達前に管理栄養士が訪問し、病気や食事制限など、お体の状況等の聞き取りをさせていただきます。

3 弁当の配達、配食事業者の選択

申請時に弁当の配達を希望する事業者を1つ選択します。選択できる事業者については、「配食事業者一覧」をご覧ください。

一貫した栄養管理の観点から、食の自立支援サービスの対象として、同時に2つ以上の事業者を利用することはできません。（2つ目以降の事業者を自費で利用することは可）

4 サービスの支払い方法

弁当代金1食あたり108円と配送料等を町が補助しています。

利用者が選択した弁当代金から、108円を引いた額を事業者にお支払いください。

※支払い方法につきましては、事業者へお問い合わせください。

5 キャンセル・配食内容の変更について

弁当のキャンセルおよび配食内容の変更は、直接事業者へ連絡してください。

配達の何日前まで連絡が必要かは事業者によって異なるため、詳しくは「配食事業者一覧」をご覧ください。

キャンセル連絡の必要な日までに連絡がなかった場合、または遅れてのキャンセルとなった場合は、弁当代金を負担していただきます。

6 配食事業者を変更したいときは

利用中の配食事業者を変更したいときは、「介護保険補完事業利用変更届」の提出が必要となりますので、保健福祉課福祉係（01558-8-2910）までご連絡ください。

変更届を提出後、町からの変更通知が届いたあとから、事業者の変更が可能になります。

7 サービス利用方法など事業内容のお問い合わせは

幕別町役場保健福祉課福祉係 TEL 01558-8-2910 平日 8:45～17:30

○食の自立支援サービス利用までの流れ

新規利用の申請

1. 「介護保険補完事業利用申請書」の提出

介護保険補完事業利用申請書を保健福祉課福祉係まで提出ください。

提出後、町の保健師または担当ケアマネジャーが訪問し、身体状況などの調査を行い、調査票を作成します。

その際、配食の利用を希望する事業者を選択します。

※選択は1事業者のみ

2. 利用の決定

利用決定になりましたら、利用決定通知書を送付します。

通知書には、申請時に選択した事業者名が記載されます。

3. 管理栄養士の初回面談

利用決定後、初回配達前に選択した事業者の管理栄養士による初回面談を行います。（面談の日程調整について、事業者から連絡があります。）

初回面談では、疾病等の有無や配食内容、緊急連絡先などを確認します。

4. 配食の開始

弁当の配達には安否確認が含まれているため、原則手渡しとします。

不在時の対応について、事前に事業者と確認をお願いいたします。

弁当代金は、事業者に直接お支払いください。

事業者の変更

1. 「介護保険補完事業変更届」の提出

介護保険補完事業変更届を保健福祉課福祉係まで提出ください。

変更届には、次に利用を希望する事業者を記載ください。

2. 変更通知

利用変更通知書を送付します。

通知書には、変更後の利用できる事業者が記載されます。

※変更前の事業者は利用できなくなります。

3. 管理栄養士の初回面談

変更後の事業者を町の食の自立支援サービスで初めて利用する場合は、変更後の事業者の管理栄養士による初回面談を行います。（面談の日程調整について、事業者から連絡があります。）

4. 配食開始

変更後の事業者での配食が開始となります。